不公平な裁判をするおそれに関する質問の基本的考え方

(1) 不公平な裁判をするおそれの意義

不公平な裁判をするおそれには, 当事者と特別の関係にある, 訴訟手続外ですでに事件につき一定の判断を形成している, 法律に従った判断をすることが困難である場合が該当すると考えられる。

(2) 質問を検討する際の考慮要素

不公平な裁判をするおそれに関する質問について検討するにあたっては,候補者の判別に意味があるか, 裁判員法の質問の趣旨(当事者が自己に有利な候補者を選別するための質問は認められない。), 候補者のプライバシー保護, 時間的制約等を考慮する必要がある。

(3) 質問の方法に関する基本的な考え方

(1)及び(2)を踏まえれば,質問の方法としては,不公平な裁判をするおそれに直接つながらない前提的な質問から質問を重ねていくのではなく,(1)の ,の結論に関わる概括的な質問を行い,その回答に応じて必要があれば関連の質問をするのが相当と考えられる。ただし,事件の性質・内容によって具体的な質問事項を追加することに合理的な理由がある場合も例外的には認められよう。